三　次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法

四　土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法

五　施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法

六　土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

七　前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一　施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図

二　施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

三　施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当することを証する書類

四　施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

五　申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類

六　施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

（施行管理方針に係る基準）

第四十九条の三　法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一　施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。

二　次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

施行管理方針の確認に係る土地		土地の形質の変更の施行方法
土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地		
一　土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地		
	人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号に掲げる土地	第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法
	第三条の二第二号に掲げる土地	第五十三条各号に定める基準に適合する施行方法

（新規）